

令和 6 年度第 1 回
札幌市動物愛護管理推進協議会

議 事 録

日 時：2025 年 3 月 19 日（水）午後 7 時開会
場 所：動物愛護管理センター 2 階 多目的ホール

1. 開 会

○事務局（千葉動物管理センター所長） 定刻前となりましたので、ただいまより令和6年度第1回札幌市動物愛護管理推進協議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本協議会で事務局を務めます札幌市動物愛護管理センター所長の千葉でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、札幌市保健所生活衛生担当部長の吉津からご挨拶を申し上げます。

○吉津生活衛生担当部長 皆様、お疲れさまです。

開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、札幌市の動物愛護管理行政に対しまして常日頃から皆様方に様々な形でご支援とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、あいまる さっぽろのオープンが令和5年11月ですので、それから1年と4か月がたっております。この間、事業の目標としては大きく二つ掲げてございまして、一つ目が教育普及事業の強化、もう一つが収容動物の健康管理の向上と適正譲渡の推進ということで事業を進めてまいりました。

それぞれの取組における詳細につきましては、この後、報告をさせていただきますが、今も、多頭飼育崩壊など、ペットに関する問題は後を絶たず、課題は少なくないという現状でございます。

本日の会議では、私どものこの1年間の取組を皆様方と検証させていただいて、今後の札幌市の動物愛護管理行政を推進していくためのご意見、ご提案をいただきたいと考えております。

限られた時間ではございますが、活発なご議論をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（千葉動物管理センター所長） 今年度は委員の改選期を迎えたところです。

皆様におかれましては、再任または新任として委員就任をご承諾いただき、厚くお礼を申し上げます。後ほど、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと存じます。

それでは、本日の出席状況をご報告させていただきます。

本日は、2名の委員から所用により欠席する旨の連絡をいただいております。ほかに2名がまだ見えられていないようですが、現在、委員13名中9名の出席となりまして、出席者が過半数を超えておりますので、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第17条の規定により、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料は、次第、協議資料①の札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況、協議資料②の動物愛護管理センターにおける教育普及事業について、協議資料③の動物愛護管理センターにおける収容動物の譲渡促進への取組についてです。ほかに委員の皆様の名簿をつけさせていただきます。

ここで、委員の皆様をご紹介します。

認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会の朝利麻奈様です。

国立大学法人北海道大学One Healthリサーチセンター特任助教の大谷祐紀様です。

公募委員の岡田尚憲様です。

まだ見えられておりませんが、公募委員の勝田珠美様です。

北海道ペット事業協同組合事務局長の佐々木俊平様は本日ご欠席です。

北海道愛玩動物協会会員の外崎こずえ様です。

公益社団法人北海道獣医師会の玉井聡様は本日ご欠席です。

一般社団法人札幌市小動物獣医師会会長の鳥越慎吾様です。

学校法人工藤学園愛犬美容看護専門学校理事長の中川佳代子様です。

一般社団法人全日本犬訓練士連合協会北海道訓練士会会長の中谷雅子様です。

公募委員の橋田直美様です。

公募委員の古屋宏二様です。

公募委員の松井多美子様です。

以上でございます。

続きまして、事務局の職員をご紹介します。

札幌市保健所生活衛生担当部長の吉津でございます。

動物愛護管理センター所長の千葉でございます。

指導係長の境でございます。

それでは、議事に入ります前に、今年度は委員の改選に伴いまして会長及び副会長を選出することとなります。

会長及び副会長の選出につきましては、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第15条第1項に基づき、委員の互選により選出することになっております。

それではまず、会長についてですが、いかがでしょうか。

○外崎委員 推薦ですが、鳥越委員にお願いしたいと思います。

○事務局（千葉動物管理センター所長） ただいま、鳥越委員との推薦がございましたが、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、本協議会の会長は鳥越委員にお願いいたします。

次に、会長の職務を代理する副会長の選出です。

副会長も委員の互選により選出することとしておりますけれども、いかがでしょうか。
特にご発言がないようですので、事務局案として、会長に一任したいと考えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、副会長を鳥越会長に推薦いただきたいと思います。

○鳥越会長 それでは、中川委員にお願いしたいと思います。

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、副会長について、鳥越会長から中川委員にという推薦を頂戴しましたけれども、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、会長、副会長が決まりましたので、ここで会長から、一言、ご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

○鳥越会長 会長を仰せつかりました札幌市小動物獣医師会で会長をしている鳥越と申します。

この会議は、札幌市への諮問会議とお聞きしています。札幌市に対してアドバイスや疑問などをぶつけて、札幌が日本で一番ペットが飼いやすく、人も動物もみんな幸せに暮らせるまちにしたいと願っております。

今日の進行を務めさせていただきますので、皆様にはぜひご意見をたくさん寄せていただければありがたいです。

ご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局（千葉動物管理センター所長） 鳥越会長、ありがとうございました。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本会議は公開ですので、後ろに報道機関席を設けたのですが、今日はどなたもいらっしやっていないようです。

なお、本協議会の議事録は私どものホームページに載せることになっておりますので、それに伴いまして、会議は録音しておりますことをご承知おきください。

では、議事に移らせていただきますが、この後の進行は鳥越会長にお願いいたします。

２．報 告

○鳥越会長 改めまして、進行を務めさせていただきます鳥越でございます。

まずは、報告事項、札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（境指導係長） 境より報告いたします。

まず、例年、皆様に説明しているところですが、札幌市では、平成３０年に札幌市動物愛護管理推進計画を策定しております。その中で、数値目標や今後推進していく取組を掲げて、動物愛護管理業務を行っております。

本日の協議会は議題が多く時間が足りなくなることが予想されるため、令和6年度の実施結果について、令和7年1月31日までの実績を基に概略のみ説明させていただきます。

お手元の資料①札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況をご覧ください。

1 ページ目の表は、平成28年度の状況から、令和5年、6年の実績、令和9年に向けた最終目標値を記載しております。

見ていただくと分かるのですが、おおむね目標は達成できております。

なお、今年度の状況につきましては、まだ令和6年度が完了していませんので、各数字について、1月末までの数値を用いてご報告させていただきます。ご了承ください。

2 ページ目から6 ページ目までに経年的な変化が分かるグラフも載せておりますので、併せてご覧いただければと思います。

2 ページ目上段の動物愛護の精神が広まっていると思う人の割合についてですが、次年度に市民アンケートを実施する中で改めて調査する予定としております。これについては、教育普及事業をはじめとしたセンターにおける積極的な取組をメディアなどで取り上げていただく機会も増えてきていることから、この機会を捉えて、情報発信、教育普及に力を入れて、この数値を少しでも上げられるように取り組んでまいりたいと考えております。

2 ページ下段の猫の引き取り数のグラフの説明をします。

基準を超えるような状況ではありませんが、新センターが整備されて以降、施設の収容上限数を上回る状況が数か月続くことが珍しくない時期がありました。

主な理由としては、多頭飼育者への対応を当センターが積極的に行っていることも挙げられます。これについては、後ほど、別資料にてご説明させていただきます。

1 ページ目にお戻りください。

一方、近年、目標と大きな乖離がある数値もありまして、中段の犬による咬傷事故件数です。

咬傷事故については、1月末時点の数字ではありますが、70件と事故件数の高止まりが続いており、令和9年の最終目標としている25件からは大きく乖離している状況です。

咬傷事故の実態としては、3 ページから4 ページのグラフでお示ししていますので、ご覧いただきながらお聞きください。

咬傷事故については、令和4年11月から、咬んだ犬の飼い主側に任意のアンケート調査を実施しております。このアンケートと当事者から聞き取った内容について分析した結果について、3 ページから説明いたします。

まず、咬傷事故があった場合、条例で、当センターに届出をしていただく義務があるのですが、届出義務をどこで知ったかについては、被害者から教えてもらったという割合が3割と最も多くなっております。また、届出の第一報の約6割が被害者からなされていることが事故当時の聞き取りから分かっており、届出義務を加害犬飼養者が被害者ほど把握できていないことが裏づけられています。

事故発生時の状況と加害歴の有無についてですが、これまで咬んだことはない、つまり

初めて事故を起こしたケースが多いです。

グラフ中の横棒のオレンジ部分に該当する飼い主から、吠えたり、リードを引っ張って飛びつこうとするなどの咬む予兆があったとの回答がありました。予兆があった時点で飼い主側が適切な制御をしていれば防げた可能性は十分あったのではないかと考えております。

アンケート結果を踏まえ、イベントやSNSを活用して、届出義務及び適正な制御方法などを周知していこうと考えております。

4 ページをご覧ください。

このページでは、当事者からの聞き取りで各咬傷事故がどのような状況で発生したかを円グラフに表しております。

上段は、犬が人を咬んだケースの55件、下段は犬が犬を咬んだケースの15件を分析したものです。

まず、上段の犬が人を咬んだ事故で特徴的なものとしては、郵便や宅配のため訪問した人物を咬んでしまった事故が15%あります。室内で飼育されている犬が、インターホンが鳴り驚いて飛びついて咬んでしまう、そういった状況があると考えられます。

室内で飼い犬がふだんからつながれている状況はあまりないので、突然の訪問者への警戒感の高まりから突発的な咬傷事故につながっているものと思われます。

また、子どもが被害者となる事例も1割弱、事例として7例あり、その中でも登下校時の事故があるという報告があります。子どもに対しての咬傷事故は、状況によっては重大な事故につながる可能性もあることから、事故の前後も含め、適切な措置がなされるよう、注意喚起するとともに、どうぶつあいご教室などを通じて啓発を継続していきたいと考えております。

5 ページをご覧ください。

上段に記載している犬に関する相談については、主にふん尿にまつわる問合せの件数をカウントしております。

今年度は、相談件数の増加が見られまして、相手方が特定できないケースもありますことから、地域の中で改善が見られないまま、同じ人が同じようにふん尿を片づけない事態を引き起こしている可能性もあると考えております。

このようなケースでは、当センターでは必要に応じて対象地域の巡回パトロールなどを行ってまいります。

その下の指標については、目標をクリア、または、それに近い状況まで来ているところです。特に、動物収容関係については、ボランティアの皆様や北海道大学獣医学部、鳥越先生をはじめとした獣医師会の先生方の協力もあって、動物の福祉の向上、譲渡率の向上といった結果が出てきているところです。

特に、猫の譲渡率について、札幌市では初めてのケースなのですが、入ってきてしまった猫の数よりも譲渡できた猫の数が多いということが起こりました。要するに、譲渡率が

100%を超えて、センター内の猫が少しずつ減っていくような状況ができてきていますので、引き続き、啓発、譲渡を続けていこうと考えております。

7ページをご覧ください。

今年度の取組についてのご報告ですが、時間も限られていますので、項目ごとの詳細な説明は割愛させていただきます。

なお、教育普及事業及び収容動物に関わる項目については後ほどご説明いたします。

推進計画の進捗状況、取組状況に係る事務局からのご説明は以上です。

○鳥越会長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問等はありませんか。

○大谷委員 最後にお話しされていましたが、譲渡した猫の数が入ってきた猫の数よりも多いというのはどういう状況なのか、詳しくご説明いただけますか。

○事務局（境指導係長） 年度ごとに集計していきまして、当センターには年間400頭くらいの猫が入ってくるのですが、前年度からいる猫もいますので、年度初めには440頭がいるような状況が生じます。今年度については、今年入ってきた400匹より多くの猫が譲渡されたため、譲渡率が100%を超えて、前年度の年度当初よりも収容頭数が減っていく状況が生まれるようになりました。

○大谷委員 それに付随してもう一点ですが、譲渡先というのは、実際にオーナーになるご家庭がメインなのか、いわゆる愛護団体や保護団体なのか、その割合が分かれば教えてください。

○事務局（境指導係長） 後ほど、報告（3）で出てくるのですが、当センターの場合は団体よりも個人の譲渡のほうが多く、非常に恵まれている状況だと考えています。

ただ、離乳前の子猫や、とても状況が悪い猫も入ってくるケースがありまして、その場合には団体に連絡して優先的に引き取っていただいたりという協力をあおいでいるケースはございます。

○大谷委員 各地方自治体等は、直接オーナーに譲渡するところを苦難されているので、札幌市はとても頑張っていると、札幌市民としてうれしく思いました。

○鳥越会長 ほかにいかがでしょうか。

○古屋委員 4ページに咬傷事故発生時の状況が円グラフで示されています。上が犬から人で、下が犬から犬への咬傷ということですが、下のグラフを見ると、係留されている状態で咬んでしまうケースが非常に多いことが見てとれると思います。そして、上のグラフでも、係留状態でなお事故が多発していると読み取れます。その背景として、犬の精神状態といえますか、係留とかリードによってストレスがたまって起こるということが考えられるのでしょうか。

○事務局（境指導係長） それも完全に否定できないと思いますが、それと同時に考えなければいけないのは、犬と人の事故であれば、オレンジ色の18%のところはまさにそうなのですが、犬をさわろうとして咬まれてしまうとか、子どもであれば犬への接し方をまだ理解できないために咬傷事故が起こるケースもあると思います。

また、アンケートの中で目立つ回答は、うちの子は咬まないから大丈夫だと思っていたというところもあるのです。私たちは、そういうところもしっかり啓発しなければいけないと思っています。アンケートの分析結果もかなり出てきていまして、私どものXなどをたくさんの方が見てくれているので、そういうところで発信していこうと思っております。

この計画の中で咬傷事故の数字だけがなかなか追いつかないところがあるのですが、これは、マナーが低下しているわけではなくて、届出の周知が進んだところもあると思います。届出を周知するのもそうですし、それ以上に咬傷事故が起らないようにという啓発をより進めていこうと考えております。

○古屋委員 もう一つは、5ページの上の犬に関する相談（不衛生）です。最後のほうにおっしゃっていたふん尿に伴うものですが、札幌市の場合はこの地域差はあるのでしょうか。

この統計には犬の登録されている飼育頭数が書かれていませんけれども、年度別に、上昇しているのか、下降しているのか、分かりませんが、そういう問題と関わってくることはないのでしょうか。

○事務局（境指導係長） 札幌市は広いので、区ごとに統計すれば地域差があるのかもしれませんが、そういう統計は行っていません。

不衛生の相談件数については長年蓄積してきているので、より分析して、啓発活動につなげていきたいと思っています。

○鳥越会長 ほかにございませんか。

○中川副会長 この犬の咬傷事故は1月31日までの件数ですが、例年、2月、3月で何件くらいあるものなのでしょうか。

○事務局（境指導係長） 一般的な傾向でしかないのですが、参考程度に聞いていただきたいのですが、3月は咬傷事故が多い傾向があるので、恐らく、ここから増えてしまうかなという印象です。

○鳥越会長 3月に多い理由は何なのでしょうか。

○事務局（境指導係長） その分析はできていないです。

○鳥越会長 不衛生で調査が入る方は、犬の登録をされているのですか。

○事務局（境指導係長） ケース・バイ・ケースです。登録しているかどうかと不衛生との相関は特にないのではないかという印象です。

○鳥越会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○鳥越会長 続きまして、報告事項、動物愛護管理センターにおける教育普及事業について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（境指導係長） 資料②に沿ってご説明します。

動物愛護管理センターにおける教育普及事業について説明させていただきます。

当センターでは教育普及事業の強化を大きな柱として掲げており、今年度は動物愛護に

焦点を当てたセミナーを開催してきました。各セミナーにおける詳細、実績は資料②のとおりです。なお、実績は令和7年2月末までのものとなっております。

今年度のセミナーは、10月以降、第2・第4土曜日の開庁日に合わせて外部から講師を招き、一部を除き市民の方々に対象に広く参加者を募って開催しました。

時間に限りがございますので、ここでは一部のセミナーについてのみご紹介します。

まず、10月26日に開催されたシェルター・メディスン・セミナーでは、酪農学園大学の川添教授を講師としてお招きし、動物愛護ボランティア及び推進員の皆様と市職員を対象としてセミナーを開催しました。シェルター・メディスンとは、保護された動物を多数収容するいわゆるシェルターと言われる施設で、課題となる動物たちの健康の維持管理や効果的な管理手法について学ぶ比較的新しい学問です。多頭飼育者への対応で一度に多くの犬猫を引き取らざるを得ない当センターにおいても、施設を運用する上で非常に参考となるセミナーでした。

次に、11月23日に開催された飼い主のいない猫対策セミナーでは、地域猫アドバイザーの石森様を講師として招き、市職員を対象としてセミナーを開催しました。

石森さんは、地方公務員で、猫問題に取り組んでいる方です。

札幌市では、本州と比べて野良猫の苦情件数は少ないものの、その対応に苦慮する場面も多々あります。当日は、講師の石森様が行政職員ということもあり、当該課題についての忌憚のない意見が交わされ、非常に有意義なセミナーとなりました。

次に、12月14日に開催されたペットの健康セミナーでは、株式会社アニマルアシステッド代表取締役の今木様をお招きし、犬と猫それぞれについてご講演を行っていただきました。犬と猫という最も身近な存在でありながら、飼い主として見逃してしまいやすい病気のサインなどを獣医師の視点から分かりやすくご説明いただきました。

講義内容については、会場でのアンケート調査で8割以上の方々から満足のいくものであったとの評価をいただいております。

次に、1月11日と2月8日に開催されたはじめて保護猫セミナーでは、当協議会委員のNPO法人ニャン友ねっとわーくの勝田様をお招きして、保護猫を迎え入れる上での心構えなどを具体的に分かりやすくご説明いただきました。

この講演もすばらしく、アンケート結果も非常に好評であり、参加者の方に満足して帰っていただくことができたと思っております。

また、同日に開催されましたどうぶつあいごセミナーでは、小学校中学年・高学年を対象に、動物の終生飼養の重要性や、動物を飼う上で注意すべきことについて本市職員が講義をしました。当日は、報道機関の取材も入り、保育園・幼稚園を対象としたどうぶつあいご教室と併せて十分な啓発効果が得られたものと考えております。

次に、2月22日に開催しました犬のしつけ・マナー教室では、ふだん、犬の公園散歩講座で講師を務めていただいているドッグケアサポート代表の名取様をお招きし、犬の飼育に係る法令やルール、マナー及び基本的なしつけの仕方について解説いただきました。

当日は40名を超える多くの方々に参加していただき、犬への関心の高さがうかがえました。

今後実施するセミナーはお手元の資料2の8行目、9行目ですが、人とペットの共生セミナー、人とペットの災害対策セミナーを行っていく予定となっております。

以上、駆け足となりましたが、報告（2）の動物愛護管理センターにおける教育普及事業についてのご説明を終わります。

○鳥越会長 ただいまの報告につきまして、ご質問はございますか。

○大谷委員 私も、昨年だったと思いますが、犬のセミナーに参加させていただいて、とても勉強になりました。

お伺いしたいことは、これは、実際に保護などに関わっている職員を対象としている場合と、いわゆる一般の方を対象にしている場合があると思いますが、その周知の方法が異なるということでしょうか。

○事務局（境指導係長） おっしゃるとおりです。

自治体職員を対象にしたものと、保護団体を対象にしたものが、一番上のシェルター・メディスン・セミナーと飼い主がいない猫対策セミナーですが、これはピンポイントにその方々だけに届くような周知をしました。

それ以外の広く一般市民をお招きするセミナーについては、新聞広告を使ったり、当センターのSNSを使ったりという方法で広報して参加者を募ったところです。

○大谷委員 一般向けのセミナーに参加される方は毎度違うのか、それとも決まった方がいらっしゃるのか、そこはいかがでしょうか。

○事務局（境指導係長） 対象とする市民の層をばらけさせてセミナーを設定したかいもあって、割と広く、いろいろな方が参加してくれたと考えております。

○大谷委員 毎度、これくらいの方がいらっしゃるというのは、プランニングも力を入れているのだと思います。大学でも結構やるのですが、人が来なかったりするので、すごいなと思って聞いていました。

○事務局（境指導係長） 恐らく、建物ができたばかりということもあると思いますが、そこに依存しないように広報を続けてまいりたいと思います。

○鳥越会長 ほかにご意見、ご質問はございますか。

○中川副会長 今回、報告ということで伺ったのですけれども、こういう内容は事務局の皆さんで決めているのでしょうか。

今、これだけ咬傷事故があるのですから、それに対する講演を入れてみてはどうかと考えていました。

○事務局（境指導係長） この内容は内部の職員で決めているのですが、今いただいた意見を参考に来年度は考えていこうと思います。

咬傷事故の対策ですが、グラフを見ると、やはり犬との接し方のところで起こっている問題が多いと思います。これは従前よりずっとやっているのですが、動物愛護教室という

小学生や保育園児を対象としたものを通じて、犬などとの接し方も重点的に啓発していこうと考えております。

○中川副会長 私も業務に関わって長いのですが、飼い主の意識のような気がするのです。先ほどもあったように、うちの子は咬まないからといって平気でリードを外して公園で遊ばせているということがあります。やはり、飼っている方に動物の行動をもっと理解してもらえるような機会があるといいのかなと思って聞いていました。

○事務局（境指導係長） そこを含めて検討させていただきます。ありがとうございます。

○鳥越会長 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○鳥越会長 続きまして、報告事項、動物管理センターにおける収容動物の収容動物の譲渡促進への取組について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（境指導係長） 資料③に沿って説明させていただきます。

動物愛護管理センターにおける収容動物の譲渡促進への取組についてご説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。

センターの動物の収容状況については、度々報道でも取り上げていただいております、ご存知の方もいらっしゃるかもしれません。資料には令和6年4月以降の犬猫の収容状況を週ごとに表したものを示しています。

縦軸が動物の収容数、横軸が4月1日を起点とした時間経過を示しています。

また、オレンジ色の線が猫の収容数、青色の線が犬の収容数です。令和5年11月のセンターオープン後、間もなく、猫の収容数が100頭を超えるような状況もありましたが、今年度は年度当初から80頭近い収容頭数でスタートとなりました。

新センターでは、設計段階での成猫の収容数の上限を56頭として設計していました。猫については、年度を通して慢性的な収容過多の状況が見てとれると思います。

要因としては、グラフの上部に緑色と紫色の矢印で示しておりますが、50頭超の猫の多頭飼育者への対応を今年度は2回経験しております。やはり、こういう対応をすると、猫の数がどんと増えてしまい、猫の収容過多の直接的な原因となっています。

このことについて、当センターの現状を踏まえながら、収容頭数を逼迫させる要因である多頭飼育者への対応を話題の中心に据えて各方面の事業について紹介してまいります。

3 ページをご覧ください。

まず初めに、多頭飼育の問題については、環境省が「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」を令和3年3月に発行したことで多くの方々に知られるようになりました。当ガイドラインでは、多頭飼育問題への円滑な対応のため、社会福祉部局、動物愛護管理部局をはじめとする多様な関係主体が連携・協働し、多頭飼育問題の予防と解決に向けて取組を進めるための基本的な考え方、留意点、対応事例等を整理しています。

4 ページをご覧ください。

この図は、多頭飼育崩壊の背景に貧困等に代表されるような社会的問題があることを示しています。

この状況は札幌市内でも同様であるため、多頭飼育者への対応は困難であることが多いです。多頭飼育者への対応では、当センターが探知した時点で飼い主自身が様々な理由により飼育継続が困難となっている状況があり、周辺の生活環境の保全やネグレクトをはじめとした動物虐待の防止を指導する立場から、飼育動物の引き取りに踏み切らざるを得ないと判断されるケースが多くあります。

また、早期に発覚した段階で積極的に引き取っていかないと、避妊も去勢もされていないので、事態はどんどん悪化してしまうのです。ですから、当センターとしても、苦しいところではあるのですが、引き取りをしていくことになります。

多頭飼育者は社会的な問題を抱えていることが多いため、そのような問題に精通している社会福祉部門との連携が重要と言えます。当センターでは、令和4年12月に実施した高齢保健福祉部介護保険課との打合せを踏まえ、令和5年3月に地域包括支援センター業務連絡会議の場で多頭飼育者への対応について情報共有をさせていただきました。

その場で、動物愛護管理センターに社会福祉部門の方々から情報提供しやすい様式を提供したのですが、その様式に該当する内容を書いていただいて、当センターに送っていただければ対応していきますというものを提供しました。

そして、このシートを提供したことをきっかけに、市役所のほかの部署からの情報提供が増えました。このおかげで、従前に比べて多頭飼育の情報を探知する件数も増えてきたところです。

今年の5月には職員のイントラネットに研修ページが立ち上がって、多頭飼育の背景や対応を市職員が学べるようなページも作成しています。

5ページをご覧ください。

これらの取組を実施する中で、多頭飼育者への対応は実際にどのようなになっているのかを示しています。

新センターがオープンした令和5年度は対応件数としては最も多く、11件309頭で、これは当センターの令和5年度の猫の収容数の約74.5%を占めています。このときの様子は報道でも大きく取り上げられ、多くの市民が当センターの取組に関心を寄せるきっかけとなりました。

今年度については、1月末までで5件161頭の対応をしていますが、そのうちの2件は1家庭当たり50頭を超えるの引き取りを行っており、改めて不妊手術の大切さをしっかり啓発していかなければいけないと認識したところです。

なお、多頭飼育を統計するに当たっては、1軒の家から10頭以上引き取ったケースを多頭飼育1件とカウントしております。

6ページをご覧ください。

当センターでは、これらの多頭飼育者への対応力を高めることが課題となり、そのため

に様々な取組を行ってきたところです。全てのことをご紹介するのは難しいため、代表的な三つのテーマについて説明します。

7 ページをご覧ください。

まず初めに、譲渡機会の拡大についてです。

資料にお示ししている代表的な三つの取組をご説明します。

8 ページをご覧ください。

一つ目は、土曜開庁の拡大です。

昨年度まで第2・第4土曜日に福祉支所を期間限定で開庁していましたが、今年度から通年で第2・第4土曜日に開庁して譲渡を促進することとしました。

この土曜開庁に併せて動物愛護団体様との合同譲渡会の開催や、教育普及事業におけるセミナーを積極的に開催することにより、施設の特徴を最大限活用してまいりました。

これにより多くの方が訪れるきっかけとなり、結果的に多くの収容動物を開庁日に譲渡することができました。土曜開庁については、次年度以降も継続していく予定となっております。

9 ページをご覧ください。

二つ目は、長年、手をつけることができていなかったのですが、譲渡時のトライアル制度の導入です。

当該制度を導入する際に念頭に置いたのは、特に猫を複数頭飼育する方への譲渡でした。

トライアル譲渡については、先住動物との相性や感染症の予防の観点から、譲渡を希望する方から要望が多くありました。適正譲渡の推進も踏まえて、今回、トライアル制度の導入に至りました。

トライアル譲渡については、譲渡実施後2週間以内に、資料に示すとおり、先住動物と譲り受けた動物との相性が合わず、同一家庭内での飼育が困難であると判明した場合と、譲り受けた動物が猫エイズや猫白血病に罹患していることが明らかになって先住猫と一緒に暮らすことができないという2点の条件に合致したときは、2週間以内に限り、譲渡した動物の返還を受けることとしました。

運用を開始してから返還に至った事例は、恐らく1例か2例しかなかったのですが、実際のところは、連れて帰った人がそのまましっかり飼っていただけるケースがほとんどとなっております。

10 ページをご覧ください。

三つ目は、動物愛護団体様との合同譲渡会の実施です。

昨年度末に保護ボランティアに登録する4団体より、当センターで合同譲渡会を開催できないかとの打診をいただきました。当センターでは、これまで各団体が単独の譲渡会を開催した経験はありましたが、4団体という大きな規模の合同譲渡会をするのは初の取組でした。当センターとしても、収容動物の譲渡促進のきっかけとなることから、当該譲渡会の実現に向けて協議を進めてまいりました。

そして、年度当初の4月13日土曜日に初めての4団体合同譲渡会を開催し、当日は、151組、344人の方々に来ていただきました。メディアにも取り上げられ、あいまるを知っていただくきっかけにもなりました。

11ページをご覧ください。

さらに、周年記念として、11月9日土曜日にセンター開所1周年記念として4団体合同の譲渡会を再び開催しました。当日は、送迎バスを札幌駅から運行し、写真にありますように、たくさんの方に来場していただきました。

12ページをご覧ください。

これは、この大きい譲渡会が当センターの猫の収容数にどのくらいの影響を与えたかを示したグラフです。

緑色の線が合同譲渡会を行ったところですが、合同譲渡会自体では数匹しか出てこないのですが、合同譲渡会に300人、400人の方が来てくれることにより、その後、しばらく譲渡が増える傾向が続くのです。これは本当にありがたくて、今年はこれによって収容の危機を何度も乗り切ることができたと思っております。愛護団体様には本当にご協力をいただいております。

合同譲渡会についても、来年度もしっかり取り組んでいきたいと考えております。

13ページをご覧ください。

こちらのグラフは、猫の譲渡数を示していますが、4団体の大きい合同譲渡会を開催すると、譲渡数が月ごとに伸びていくことが分かります。団体様と開催する譲渡会は、譲渡促進に非常に効果的であることが分かりましたので、来年度も取り組んでまいります。

14ページをご覧ください。

鳥越会長の札幌市小動物獣医師会にも多大な協力をいただいておりますが、収容動物の避妊去勢手術の実施・健康状態の向上を取り上げます。

15ページをご覧ください。

まず一つ目は、北海道大学獣医学部との連携事業についてです。

獣医学部とは平成30年より連携協定を結んでおり、資料に示すとおり、主に二つの事業について連携しております。

一つ目は、収容等犬猫の避妊・去勢手術の実施です。

令和6年度は、ほぼ毎週、猫の避妊・去勢手術を中心に、1月末までに計61頭の手術にご協力をいただきました。また、病理解剖については、当センターで収容中に死亡した個体を中心に22体の検体について剖検していただきました。得られた所見については、今後の飼養動物の健康管理に役立てていきたいと考えております。

16ページをご覧ください。

二つ目は、札幌市小動物獣医師会との往診業務委託についてです。

今年度は、5月から年度を通して、毎週、札幌市小動物獣医師会から獣医師を派遣していただき、収容動物の手術や治療にご協力いただきました。

1月末までの実績としましては猫の避妊・去勢手術を計74件、その他には、乳腺腫瘍や精巣腫瘍の摘出などの外科処置が3件、健康診断や犬猫の管理の助言などを19件していただきました。

避妊・去勢手術については、獣医師会の先生方の指導を受けながらセンターの職員が実施しており、基本的な手技を習得する上で非常に有意義な取組となりました。誠にありがとうございます。

また、外科処置については、体表腫瘍の切除をすることによって譲渡が促進されることが見込まれる個体について実施しており、収容個体の状態の向上及びその後の譲渡につなげることができました。

非常に印象的だったのは、一般的に乳腺腫瘍がある猫は悪性である可能性が高いので、譲渡適正は非常に低いのですが、札幌市小動物獣医師会の先生に往診いただいて手術をしたことによって、その子は譲渡につなげることができまして、さらに、取った腫瘍が奇跡的に良性で、今も元気に生きてくれているとの報告をいただいております。本当にありがとうございます。

当センターは殺処分ゼロを目指しているので、長期収容になる猫がおります。そういうところの健康管理も課題になってくるので、引き続き、札幌市小動物獣医師会の先生と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

17ページをご覧ください。

資料にお示ししているのは、今年度の1月末までの猫の譲渡頭数及び避妊・去勢手術実施数の実績です。

なお、括弧内は前年度の実績となっています。

冒頭にお伝えしましたとおり、今年度は当センターで収容した猫の約7割が多頭飼育者から放棄申請されたものであり、そのほとんどが不妊・去勢手術が行われていない猫でした。収容期間中及び譲渡先での出産を未然に防ぐためにも、収容時点での積極的な不妊手術が重要であることから、積極的に手術を実施しました。

実施数としては、先ほどの北海道大学との連協協定及び札幌市小動物獣医師会の往診業務により131頭に不妊・去勢手術を施しており、これは譲渡実施個体の約4割に当たります。今後も、当センターから譲渡した猫が多頭飼育の原因にならないようにするためにも不妊手術を推進してまいります。

18ページをご覧ください。

三つ目は、保護ボランティアへの収容動物の一時預託についてです。

昨年4月1日に保護ボランティアの要領を改正したことに伴い、収容動物の一時預託が可能となりました。この制度は、通常のボランティア譲渡と異なり、収容動物の健康状態及び福祉の改善を目的としており、預託後一定期間が経過した後に当センターへ返還していただくことが可能な制度です。

また、預託期間中に第三者への譲渡する、すなわちボランティア譲渡も可能となっております。

ります。

例えば、慢性腎不全を患っていて、どんどん痩せていって生活の質が落ちていくということは、長期収容をしていると避けられないことです。そういう子がいた場合に、ボランティア制度に参加してくださっている方に預けさせていただきました。

当センターにも診療施設を開設しているのですが、収容頭数がたくさんいるために手厚い治療ができないので、消耗していく子たちにとって預託することによって生活の質が上がるという結果を見ることができました。とても感謝しております。

19ページをご覧ください。

情報発信の強化についてです。

20ページをご覧ください。

まず一つ目として、当センターがアカウントを保有しているXを介した「推し猫」紹介です。当センターで収容されている猫について、譲渡促進を目的に職員がコメントを添えて広報しているものです。この取組は報道でも広く取り上げられており、情報発信にとっても役立っていると思われます。

気をつけていることは、役所言葉にならないように、どなたにも親しんでいただけるような表現をするよう気をつけて文章を書いています。

21ページをご覧ください。

二つ目は、広報誌や報道機関を通した広報活動についてです。

広報誌を活用した情報発信や、教育普及事業のセミナーの様子の報道、またはラジオの出演などで当センターの取組を周知しています。市民の方々に新センターが身近な存在であることをアピールして、譲渡促進にもつなげていきたいという試みとなっています。

最後に、22ページをご覧ください。

新センターのオープン前後での一般の方への猫の譲渡数の比較です。

青色がオープン前、オレンジ色がオープン後の譲渡数です。

譲渡の拠点を福移支所から利便性の高い新センターに移したことや、合同譲渡会をはじめとしたこれまでご紹介した取組の実施などにより、オープン後に個人譲渡が促進されたことが分かりました。次年度についても引き続き譲渡促進の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、多頭飼育者への対応を中心に話を進めてきましたが、当該事由以外にも病気や高齢を理由とした放棄相談が当センターに放棄される理由の上位となっています。当センターでは、私どものところで直接引き取る以外にも、飼い主探しノートの積極的な活用なども推進しております。

引き続き、様々な取組を行っていった、譲渡の促進、引き取る犬猫の減少に取り組んでいこうと考えております。

○鳥越会長 ただいまの事務局の説明に対してご意見、ご質問はございませんか。

○岡田委員 私は以前、日本の大きい組織にいたので、環境省の動物愛護部会に何回か出

席して話を聞いたのですが、そこでもよく問題になって紛糾していたのは、トレーサビリティの問題で、マイクロチップをどう扱うかということです。

販売する個体にはある程度義務化となっているのですが、例えば、多頭崩壊で収容した個体を譲渡する場合に、トレーサビリティはどのような形で行っているのか、気になりました。

トレーサビリティというのは、Aの収容所に40入ったとしたら、1から40までの番号のマイクロチップを入れて、個体がどこに行って、死ぬまでどういう経緯をたどるのかということを追跡できるようにしているのかどうかです。

○事務局（境指導係長） 残念ながら、マンパワーの問題もあって、マイクロチップを入れるところまではできていません。

また、後追いについては、そちらに「あれからずっと家族です！！」というものが貼られています。お家に行ってからどんな様子なのか、できれば報告してくださいという取組をしています。ただ、これも譲渡した動物100%にできているわけではないので、後追いについては今後まだ課題があると思っています。

ただ、現状、年間400匹入ってきて、譲渡事業以外にもたくさんの事業を抱えていますので、もう少し収容数が落ち着いてこない、後追いまでは手が回らないと考えております。

○岡田委員 私がいた日本動物園水族館協会は、動物園と水族館が会員ですが、基本的には野生動物なので、個体管理はしっかりしなければいけません。いいかげんにやっている、会員同士で、委員会のほうから園に苦情が行くわけです。ですから、血統登録簿といって、どの個体がどこで生まれて、どこで死んで、親がどうでという一覧表を毎年つくっています。

打越先生の本にも、そういうものを地方自治体がやるのは難しいと書いてあるのですが、打越先生と話したときも、そういうことがしっかりできるようになると、多頭飼育崩壊もなくなっていくのではないのでしょうかと言っておりました。

○事務局（境指導係長） 管理できることで多頭飼育崩壊も減っていくと思うのですが、実はもう少し課題があります。

スライドの中でもご紹介しましたが、多頭飼育崩壊に至ってしまう飼い主さんは、貧困やひきこもりなどの社会的な問題を抱えていることが多いのです。そういう方は、情報が届きづらい環境にいたることもございますので、そういうことも多頭飼育がなくなっていく、私たちが啓発しても届きづらい要因の一つかと考えています。

もちろん、マイクロチップによる個体管理もそうですが、まずは啓発活動でどういうふうに社会的問題を抱えている方々に情報を伝えていくか、そこら辺も検討していきたいと考えております。

○鳥越会長 ほかにいかがでしょうか。

○古屋委員 多頭飼育崩壊の問題で、先ほど、相談シートというものがあるというお話が

ありましたが、どういうものなのでしょう。

○事務局（境指導係長） 市役所の内部であっても個人情報のやり取りが難しいところがありまして、何が何でも全部書いてくださいという様式にはなっていないのです。担当してくれた社会福祉部門の方々が提供できる範囲で、猫は何匹いますとか、飼い主さんの属性で、独り暮らしの高齢者ですとか、経済的困窮がありますとか、あとは、把握できればですが、避妊手術をしているかどうかというところまで書いていただくシートになっています。

○鳥越会長 ほかにいかがでしょうか。

○大谷委員 先ほどから出ているように、多頭飼育崩壊を起こしてしまう方は社会的な問題や背景があるということで、実際にお家にいる猫の避妊、去勢を促進するというお話をされていたと思いますが、具体的にどのように介入するというプラン、戦略をお持ちなのでしょう。

○事務局（境指導係長） 説明の中で少しだけ述べたのですが、避妊、去勢をできない方々がそういう状況に陥るので、まずは立入検査で入ったときに、雄と雌を分けて、飼い主自身で費用を払って避妊手術をして乗り切れる状況なのか、猫たちの状態を見てネグレクトに該当している状況ではないのかということを見ていくことになります。

ただ、50頭規模も2回ほどやっていますけれども、残念ながら、自力で回復するのは無理な状況なのです。ですから、まずは、猫が50匹いて、ふん尿がたくさんある家の中ではネグレクトという虐待に当たる可能性もあるということをお話しさせていただきます。それを理解いただいた上で、この状況を脱するためにも飼育権を動物愛護管理センターに放棄しませんか、猫の数を減らしませんかというお話をさせていただいて、ご納得いただいたら、書類を書いてもらって引き取らせていただくという戦略になります。

今のところは、これはうまくいきそうだというケース以外は、引き取らないと多頭飼育崩壊は解決しづらいという印象を持っています。

○大谷委員 避妊、去勢をされない家主さんは、経済的な困窮があると思うのですが、そういう方の家にいる猫の避妊、去勢の積極的な介入や費用の補助は行政として可能なのでしょうか。

○事務局（境指導係長） 今のところ、費用面での補助はできていません。今後検討が必要だと考えております。

○大谷委員 それに付随してもう一点ですが、私は北海道大学獣医学部も兼任しているのですが、譲渡する猫の避妊・去勢率が4割くらいということです。これは、お互いに頑張ったの数だと思うのですが、やっぱり少ないという印象もあります。実際に避妊、去勢されていない猫を引き取られたオーナーに避妊、去勢を必須にしているのでしょうか、あくまでも任意というか、お願いという形になるのでしょうか。

○事務局（境指導係長） 譲渡に当たっては、そちらにある面談室で、センターの獣医師たちが40分以上かけて結構厳しい面談をしまして、その中で、避妊手術は絶対にしてく

ださいというお約束をしてもらいます。

この避妊率の4割は低く見えるかもしれませんが、避妊手術をする前に出ていく子も結構います。もちろん、100%避妊手術が終わってから譲渡対象にするのが理想ではあるのですが、そこまで収容の余裕がなかったということもあります。

ですから、避妊手術をしていく順位づけとしては、譲渡対象になっている子の中で、順次、譲渡適正が高い子からやっていくことになるのですけれども、避妊手術の実施と譲渡のされやすさはそこまで相関していないようです。ですから、避妊手術を実施する前に出ていく子もいるので、これくらいになっています。

今年度、北大と札幌市小動物獣医師会様に協力いただいたことによって、一時期、センター内に避妊手術も去勢手術もやっていない子がゼロになる期間も二、三週間あったと思います。ですから、割とできていると思っています。収容数が落ち着けば、手術が終わった子のみを譲渡対象にしていくことができるのが理想と考えております。

○大谷委員 譲渡に関して、なかなかもらっていただけない子がいるから、なかなか減らなくて、下限は決まってしまうと思いますが、そのあたりの現状と、実際にこれからどう取り組まれるかというプランを教えてください。

○事務局（境指導係長） 猫は、どうしても人なれしない子もいて、もらわれない子がいます。それは、センターの職員が馴化ということで、猫じゃらしを使ってさわれる子にする努力をしたり、専門学校の学生にボランティアで来ていただいて、馴化に取り組んでくれたりしています。

そういうことを通して、少しずつ人なれしない子も出ていけるようになってきているので、引き続き取組を強化していきたいと考えています。

○事務局（千葉動物管理センター所長） 先ほど、古屋委員から、多頭飼育に関わる相談シートのお話がありましたが、後ほど、皆様に今日の参考資料としてお配りさせていただきます。ご高齢の独り暮らしなのかとか、経済的にどうなのかとか、猫に執着しているのか、部屋の中がぐちゃぐちゃになっていないか、高齢福祉の担当部局の職員であれば、高齢の方のところに行く機会も多いと思いますが、個人情報の関係もあるので、我々のほうにお困りのご家庭があるということを言いつらいところもあったと思います。また、生活保護の方ですね。そういう情報を我々に伝えてしまうと、ここは生活保護のお宅なのですよということになるかと思いますが、幸いなことに、私どもは保健福祉局にぶら下がっているものですから、何かしらの手助けが要る方々に対してお金のようなものも優しい高齢者は全てを猫の餌代に使ってしまっているということにもなりかねません。また、ぐちゃぐちゃな状態で飼われているというのは猫にとっても幸せではないので、保健福祉局の職員が行きまして、この猫の状態がよくないというところで、動物愛護管理センターがあるから、相談してみたらどうか、実は私も困っていたという話になれば、そこで個人情報野制限が外れることになりますので、我々職員が困っている高齢者のところに行きますと、すごいことになっているので、我々のほうで引き取らせていただけませんかということで

解決するというケースがすごく多くなってきています。

逆に言うと、私どものところに入ってくる個体も随分多くなってきていますが、先ほどからお話がありましたように、マスコミや、避妊、去勢の指導にご協力いただいたりということで、今のところはうまく譲渡につながっております。

我々としても、どういうご家庭が猫の多頭飼育崩壊を起こしているのかということを探知する手段がなくて、一軒一軒を訪ねるわけにはいきませんので、役所の中でも強力関係ももっているような状態になったということで、非常にうまくいっているケースかと思いますが、それに使っているシートです。

後ほど、皆様にお配りさせていただきます。

○鳥越会長 ほかにありませんか。

○外崎委員 多頭飼育崩壊は、猫のことしか書かれていないのですが、犬の多頭飼育崩壊はあったのでしょうか。

○事務局（境指導係長） 幸いなことに、犬の飼育放棄数自体も減っていきまして、多頭飼育は今年度はありませんでした。ただ、私は10年くらい前に一般職としてここにいたことがあるのですが、その時代にはそういうケースがありました。

○岡田委員 札幌は意外と少ないですね。

○事務局（境指導係長） 札幌市の場合、犬の収容数は本当に低くなってきています。ただ、それでも収容に限度があるので、大型犬が四、五頭来るとまずいと思うこともあるのですが、それでも、市民が見学に来て、もらっていつてくれているので、何とかやれています。

○岡田委員 私が以前に事務局にいたときには全国の情報が入ってきて、数十頭の犬の多頭飼育という例もありました。かわいい、かわいいで飼っていて、どうにも手がつけられなくなって、長野の保健所が介入したということもありましたが、札幌市では犬は少ないと思っていました。これは、地域的な特徴もあると思います。東京などでは冬でも外で飼えるということがあるので、そういうことも関係しているという気がしました。

○鳥越会長 譲渡条件を教えてくださいのですが、年齢や、お金がかかるのであれば幾らくらいで出しているのかということです。

○事務局（境指導係長） これは賛否両論があるかと思いますが、当センターから譲渡するときにお金はかかっていません。ただ、譲渡の条件はありまして、年齢ですと65歳以上の方については、もし飼えなくなったときに引き受けてくれる方を具体的に書いていただいたり、場合によってはその方に直接電話をしてしまうのですけれども、そういう方がいれば譲渡できるようにしております。

あとは、30分から40分をかけて面談するのですが、猫の性格で、この子は厳しいけれども、本当に飼えますかとか、病気をしたらたくさんお金がかかるけれども、大丈夫ですかという話もしています。また、厳しく思われる方もいるかもしれませんが、経済的援助を受けている方は、病気したときは難しいと思うのでということでお断わりをさせてい

ただいております。

○鳥越会長 ほかにありませんか。

○大谷委員 土曜日も開庁されていて、私が夏にここにお邪魔させていただいたのは土曜日だったので本当にありがたかったのですけれども、実際にここに働かされているスタッフの負担はいかなのでしょうか。

持続可能性を考えると、人の負担も考えないとなかなか難しいと思います。

○事務局（境指導係長）

スタッフが元気でなければ譲渡が進んでいけないので、スタッフの健康状態も確認しながら、事業を進めていきたいと考えております。

○鳥越会長 今の報告についてはよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○鳥越会長 最後に、会議全体を通じてご意見、ご質問はございませんか。

○朝利委員 しっぽの会の朝利です。

私たちは、野良犬や犬の多頭飼育崩壊など、犬を扱うことが多いです。札幌市は犬の収容はほとんどないですし、猫も道内で見るとすごく減ってきていると思いますが、多頭飼育崩壊を起こしている原因の方に、もともとどういう原因があったのかと聞くと、多いのは、保健所から未不妊の子をもらってきて増やしてしまったということが犬は特に多いです。もともと保護したつもりで連れてきたけれども、自分たちで増やしてしまったということがすごく多いと感じています。ですから、札幌市から違う地域の方がもらいに来て、そこで増やしてしまうということもあり得ると思います。

猫の不妊手術の頭数はまだ少ないと思うので、ここをもう少し促進して、また新たなところで多頭飼育崩壊が起きないようにしていただけたらいいなと思いました。

○事務局（境指導係長） 避妊手術を進めているのは、まさにそれが理由です。当センターから出ていく猫が多頭飼育崩壊の一步目にならないようにという思いでやっています。避妊手術の数を増やしていけるように取り組んでまいります。ありがとうございます。

○鳥越会長 札幌市はこの問題にかなり一生懸命取り組んでいることがよく分かったと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○鳥越会長 なければ、進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（千葉動物管理センター所長） 鳥越会長、委員の皆様、本当にどうもありがとうございました。

本日の会議録につきましては、後日、皆様にも送付させていただきます。

最後に、吉津から閉会のご挨拶を申し上げます。

○吉津生活衛生担当部長 本日は、鳥越会長をはじめ、委員の皆様に活発な議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

札幌市動物愛護管理推進計画は平成30年に定めておりまして、残り3年となっております。本日いただいたご意見、ご提案を参考にさせていただきながら、目標の達成に向けまして、引き続き各種の施策を展開してまいりたいと考えております。

最後になりますが、人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろの実現に向けまして、今後も変わらぬご協力を賜りますようお願い申し上げ、本日の閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○事務局（千葉動物管理センター所長） 委員の皆様の任期は、令和8年4月末までとなっております。もう間もなく次年度を迎えますけれども、引き続きお力添えのほどをよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和6年度第1回動物愛護管理推進協議会を閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上